

美濃市地域防災計画

— 目 次 —

一般対策計画編

第1章	総 則	1
第1節	方 針	1
第2節	用 語	3
第3節	防災関係機関等の事務又は業務の大綱	4
第4節	美濃市の概要	7
第5節	災害対策本部の組織	12
第2章	災害予防計画	20
第1節	防災組織整備計画	20
第2節	防災施設整備計画	22
第3節	河川改修計画	25
第4節	砂防事業、急傾斜地崩壊防止対策計画	26
第5節	土砂災害対策計画	29
第6節	農地防災計画	30
第7節	建築物予防計画	32
第8節	水害予防計画	33
第9節	火災予防計画	34
第10節	濁水等予防計画	39
第11節	観光設備等の予防計画	40
第12節	文教関係の予防計画	41
第13節	防災教養訓練計画	43
第14節	自主防災組織の育成と強化	47
第15節	防災行政無線施設等の整備計画	50
第16節	緊急離着陸場の整備	51
第17節	要配慮者・避難行動要支援者への支援	52
第18節	避難対策	56

第19節	災害ボランティア活動の環境整備計画	58
第20節	広域応援体制の確立	60
第21節	医療救護体制の確立	64
第22節	保健活動体制の確立	66
第23節	防疫体制の確立	66
第24節	死体保護の体制の確立	66
第25節	愛玩動物等の救援対策の確立	66
第26節	雪害予防計画	67
第27節	業務継続体制の整備	68
第28節	孤立地域防止対策	69
第29節	ライフライン施設対策	70
第30節	企業防災の促進	72
第31節	大規模停電対策	73
第3章	災害応急対策	74
第1節	市本部活動体制	74
第2節	災害労務対策	82
第3節	自衛隊派遣要請計画	87
第4節	交通通信計画	93
第5節	情報計画	103
第6節	災害防除計画	131
第7節	り災者対策	147
第8節	文教関係の応急対策	210
第10節	その他応急対策	220
第4章	事故災害対策	221
第1節	航空災害対策	221
第2節	鉄道災害対策	223
第3節	道路災害対策	225
第4節	危険物等災害対策	228
第5節	林野火災対策	231
第6節	大規模な火事災害対策	234
第5章	災害復旧計画	237

地震対策編

第1章	総 則	238
第1節	計画の目的、性格、構成	238
第2節	防災上の責務	239
第3節	防災関係機関等の事務又は業務の大綱	240
第4節	市地域の概要	241
第5節	被害想定	242
第2章	地震災害予防対策	247
第1節	防災思想の普及	247
第2節	自主防災組織の育成と強化	249
第3節	災害ボランティア対策	251
第4節	防災体制の確立	252
第5節	広域応援体制の確立	254
第6節	情報体制の確立	255
第7節	医療救護体制の確立	258
第8節	保健活動体制の確立	259
第9節	緊急輸送網の整備	260
第10節	地震防災訓練の実施	262
第11節	避難対策	263
第12節	食料、飲料水、生活必需品の確保	264
第13節	防災資機材の確保	266
第14節	防疫予防対策	267
第15節	要配慮者・避難行動要支援者対策	267
第16節	死体保護の体制の確立	267
第17節	愛玩動物等の救援対策の確立	267
第18節	まちの不燃化・耐震化	268
第19節	火災防止対策	271
第20節	危険物等の災害予防対策	273
第21節	災害危険区域の防災事業の推進	274
第22節	ライフライン施設対策	276
第3章	地震災害応急対策	279
第1節	防災活動体制の整備	279

第2節	災害応援要請	282
第3節	地震災害情報の収集・伝達	284
第4節	通信の確保	287
第5節	避難対策	288
第6節	消防対策	292
第7節	水防対策	293
第8節	警備対策	294
第9節	緊急輸送・交通規制対策	295
第10節	医療救護活動対策	296
第11節	保健活動対策	296
第12節	ライフライン施設の応急対策	297
第13節	公共施設の応急対策	301
第14節	災害広報	303
第15節	災害救助法の適用	305
第16節	被災者救援対策	306
第17節	応急教育対策	306
第18節	要配慮者・避難行動要支援者対策	306
第19節	保健衛生対策（防疫を含む。）	306
第20節	死体保護対策	306
第21節	愛玩動物等の救援対策	306
第22節	災害ボランティア対策	307
第4章	地震災害復旧対策	308
第1節	公共施設及び公共事業等の災害復旧	308
第2節	被災者の生活確保	311
第3節	被災中小企業の振興	314
第4節	農林漁業関係者への融資	315
第5節	義援金品の募集、受付、配分	316
第5章	東海地震に関する事前対策	317
第1節	東海地震に関する事前対策の目的	317
第2節	東海地震に関する事前対策の体系	318
第3節	東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針	319
第4節	地震防災応急計画の作成	320
第5節	災害対策本部の設置等	321

第6節	職員の動員配備	322
第7節	東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対策	323
第8節	防災関係機関等協力体制	324
第9節	警戒宣言・地震予知情報等の伝達	325
第10節	広報対策	326
第11節	事前避難対策	328
第12節	消防・水防対策	330
第13節	警備対策	331
第14節	交通対策	332
第15節	緊急輸送対策	333
第16節	物資等の確保対策	334
第17節	保健衛生対策	335
第18節	帰宅困難者、滞留旅客に対する措置	337
第19節	公共施設対策	338
第20節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	341
第21節	大規模な地震に係る防災訓練計画	342
第22節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	343
第6章	南海トラフ地震に関する対策	345
第1節	南海トラフ地震に関する対策の目的	345
第2節	南海トラフ地震に関する対策の性質	346
第3節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	347
第4節	南海トラフ地震災害予防対策	348
第5節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	349
第6節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制	354
第7節	南海トラフ地震臨時情報の伝達	356
第8節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策	358
第9節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策	362
第10節	防災訓練計画	363
第11節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	364

参考資料編

○美濃市防災会議条例	366
○美濃市災害対策本部条例	368
○災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例	369
○災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則	370
○震度階級関連解説表	372
○道の駅「美濃にわか茶屋」防災の拠点としての機能	374
○美濃市災害時医療救護計画	375
○美濃市災害廃棄物処理計画	390